

特定鳥獣(カワウ)の保護管理に係る研修会

研修資料

この研修資料は、下記の研修のために使用されたものです。

そのため、情報が古い場合があります。

また、Web での掲載のために一部修正や削除、構成の変更をしているものがあります。

令和5年度カワウの保護管理に係る研修会

対 象： 都道府県及び市町村の鳥獣・水産行政担当者

開 催 日： 2023年6月22日(木)、6月29日(木)

場 所： オンライン開催

講 師 と 科 目： 基礎編講義

環境省鳥獣保護管理室(鳥獣保護管理の法制度等)

水産庁栽培養殖課(カワウ被害対策の進め方と水産庁事業について)

高木憲太郎(カワウの生態と生息状況)

応用編講義

山本麻希(鵜的フェーズと管理計画の作成)

坪井潤一(内水面における漁業被害量の算定と被害防除対策)

加藤洋(生活環境被害対策としてのねぐら・コロニー管理)

カワウ被害対策について (内水面水産資源被害対策事業)

令和5年6月22日
水産庁 栽培養殖課

カワウ被害対策強化の考え方

カワウの生息域が拡大するとともに漁業被害が深刻化



平成26年4月23日、カワウ被害対策強化の考え方（環境省、農林水産省）を公表

【現状と課題】

- ねぐら等で無計画に駆除や追い払いを行うと、群れが分散し新たなねぐら等を作り、分布拡大や個体数増加を生じ、結果的に被害が拡大する可能性。
- このため、被害を与えるねぐら等を把握し、そのねぐら等の個体数管理と被害地での被害防除活動を組合せながら計画的に進めることが必要。

【目標】

- 被害地から半径15km以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理やそれを利用するカワウの個体数を管理して、**被害を与えるカワウの個体数を10年後（令和5年度）までに半減**させることを目指す。



目標達成に向けて、都道府県単位での被害状況の把握と被害対策の計画作成を推進するとともに、被害状況を踏まえ、広域連携による被害対策を推進。

カワウ被害対策強化の考え方

平成26年4月23日
環 境 省
農 林 水 産 省

カワウ対策の現状と課題

カワウは、かつて全国に分布していたが、1970年代に絶滅が危惧されるほどに個体数が激減し、分布域も縮小した。1980年代になると分布は拡大し、個体数は増加に転じた。全国のカワウの個体数やねぐら^{*1}の数の詳細は把握されていないが、関東地方から近畿地方を中心に、2010年から2012年の3年間に春（3月）に行われた調査結果では、約250ヶ所のねぐら等があり、その個体数は約6万7千羽であった。2010年から2011年の間にカワウの利用が確認されたねぐら等が、全国で約450ヶ所存在しているというデータを踏まえると、全国で約12万羽生息していると推定される。

カワウは集団で行動し、通常、ねぐら等から15kmほどの範囲の沿岸部や河川湖沼で捕獲しやすい魚を捕食する。このため、カワウは、ニホンジカ、イノシシのような個体に着目した管理ではなく、被害地に飛来する拠点となるねぐら等の分布や数、各ねぐら等の個体数を管理する個体群管理と、被害地^{*2}における被害防止対策が基本となる。その際、ねぐら等において、不適切な個体群管理を行うと、群れを分散させ新たなねぐら等を作り、分布拡大や個体数増加を生じ、結果的に被害が拡大するため注意が必要である。

また、季節的に複数のねぐらを利用し都道府県を越え長距離に移動するため、ねぐら等の分布や数、個体数の把握は全国的に時期をそろえて行い、その結果を基に広域的に対策を行うことが必要である。

このような特性を踏まえ、都道府県内での対策の強化と共に、広域的な連携を進め、全国各地でカワウの捕獲等を中心とした各種対策を効果的かつ効果的に実施することにより被害対策を強化する。

*1 ねぐら等：ねぐら（夜間集団で休息する場所）及びコロニー（集団で繁殖する場所）
*2 被害地：カワウによる被害を受ける現場（河川・湖沼等）

カワウ被害対策の進め方（基本的な考え方）

I. 進め方

状況把握

県内のカワウのねぐら・コロニーの位置や個体数の把握

話し合いの場づくり

漁協、自然保護団体、県庁、市町村等の話し合いの場づくり

計画づくり

個体群管理と被害対策のための計画づくり

計画に基づく対策

III. 計画的な取組が重要

ねぐら等を無計画で攪乱すると、ねぐら等の分散を招き、被害を拡大させることもある

- カワウの特性を全ての関係者が理解した上で
- 県域全体のカワウの生息状況や被害状況を踏まえた効果的な被害防止の取組計画を策定
- その取組手順に従って、関係者がそれぞれの役割を果たしていくことが重要

II. 被害を与えるカワウの数を減少させることが目標

個体数を削減する取組

ねぐら等が作られる場所をコントロールする取組

被害を受けている漁場や養殖場等に飛来するカワウ数削減

※県内に生息するカワウ全体数を削減するものではない

IV. 順応的管理

カワウ被害対策は、歴史が浅く、技術的にも確立していないことから、入念に計画を作っても、期待した成果が得られないこともあり得る

- 効果を随時検証し、計画内容を随時見直していく順応的管理が必要

※モニタリング結果に対し科学的な評価を加えるカワウ専門家の助言を踏まえた科学的な管理が重要

カワウ被害対策の進め方（フォローアップ①）

「カワウ被害対策の進め方について」フォローアップ調査

（水産庁・環境省調査 令和4年10月27日依頼、11月14日回答期限）

		1. 現状把握				2. 協議の場※2		3. カワウ被害対策、個体群管理のための取組計画			
		(1)被害状況調査の実施	(2)生息状況調査の実施	(3)マップの作成※1		(4)被害(又は捕食)額の推計	(1)都道府県レベル協議会の設置	(2)都道府県レベル研修会の実施(過去1年以内)	(1)第二種特定鳥獣管理計画の策定	(2)その他被害対策計画の策定	(3)被害を与えるカワウの個体数・目標の設定 ※3
				被害状況	生息状況						
1	北海道	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
2	青森	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
3	岩手	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○
4	宮城	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
5	秋田	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
6	山形	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×
7	福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	茨城	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
9	栃木	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
10	群馬	○	○	×	○	○	×	×	○	×	○
11	埼玉	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○
12	千葉	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
13	東京	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×
14	神奈川	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×
15	新潟	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○
16	山梨	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
17	長野	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
18	岐阜	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
19	静岡	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×
20	愛知	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○
21	三重	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×
22	富山	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○
23	石川	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×
24	福井	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
25	京都	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○

カワウ被害対策の進め方（フォローアップ②）

26	兵庫	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
27	奈良	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
28	和歌山	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×
29	滋賀	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
30	大阪	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×
31	鳥取	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×
32	島根	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×
33	岡山	○	○	×	○	○	×	×	×	○	×
34	広島	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
35	山口	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
36	徳島	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×
37	愛媛	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×
38	高知	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
39	香川	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
40	福岡	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
41	佐賀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
42	長崎	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
43	熊本	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×
44	大分	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○
45	宮崎	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
46	鹿児島	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
47	沖縄	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○
		42	45	28	35	29	25	10	7	18	17

※1 1(3) マップは、被害状況と生息状況を別々に作成しているものについても、それぞれ「○」とした。

※2 2及び3(2) 鳥獣全般を対象としたものでなく、当該県内全域を網羅したカワウに限定した協議会や計画がある場合を「○」とした。また、複数県による協議会（広域協議会等）や計画は対象外とした。

※3 3(3) 被害を与える個体数・目標数の設定については、生息個体数を用いて設定している場合も「○」とした。

…前回調査からの変更箇所

内水面漁場・資源管理総合対策事業

【令和5年度予算概算決定額 825（825）百万円】

<対策のポイント>

持続的な内水面漁業の推進に向け、内水面漁場を有効かつ効果的に活用する体制の構築と、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築等を推進します。

<政策目標>

内水面漁業・養殖業生産量の維持（57,162トン〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. やるそ内水面漁業活性化事業

内水面漁業者等が行う内水面漁業の持続的な管理の方法等の検討・実行等を支援します。

2. 内水面水産資源被害対策事業

内水面漁業者等が行うカワウの駆除活動や外来魚の駆除効果実証を伴った駆除活動を支援します。
ドローン等を活用した低コスト・効率的なカワウ被害防止技術や外来魚の抑制管理技術を開発します。

3. ウナギ等資源回復推進事業

持続可能な養殖を推進するため、養殖業者等が行う資源管理のための取組を支援するとともに、ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証、資源回復に寄与する親ウナギの育成・放流手法の検討等を実施し、持続可能な内水面漁業を可能とする手法を開発します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. やるそ内水面漁業活性化事業

ICTを活用した漁場監視

2. 内水面水産資源被害対策事業

カワウの駆除活動

ドローンによるカワウ対策技術開発

外来魚の駆除効果実証
効率的な外来魚駆除技術の開発

スマートフォンで駆除場所を照準できるシステムの導入

3. ウナギ等資源回復推進事業

生息環境改善（石倉増殖機）

シラスウナギ人工種苗生産

親ウナギの育成・放流手法の検討

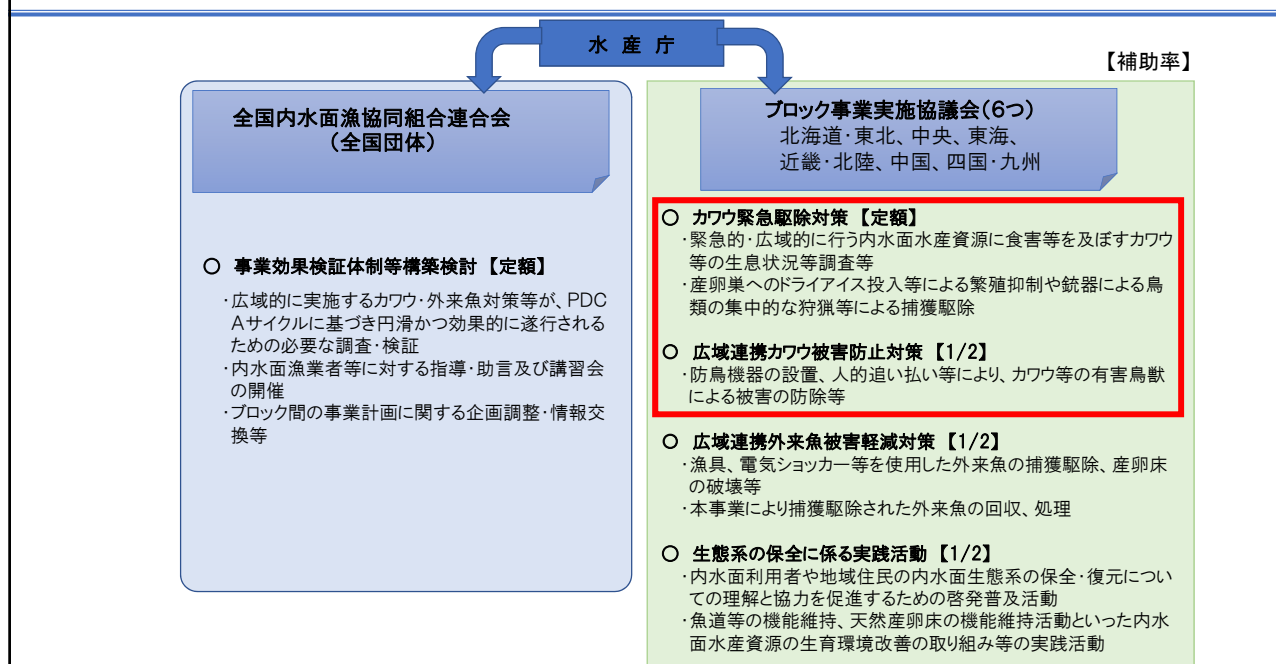
内水面水産資源の回復・安定供給の実現

【お問い合わせ先】水産庁栽培養殖課（03-3502-8489）

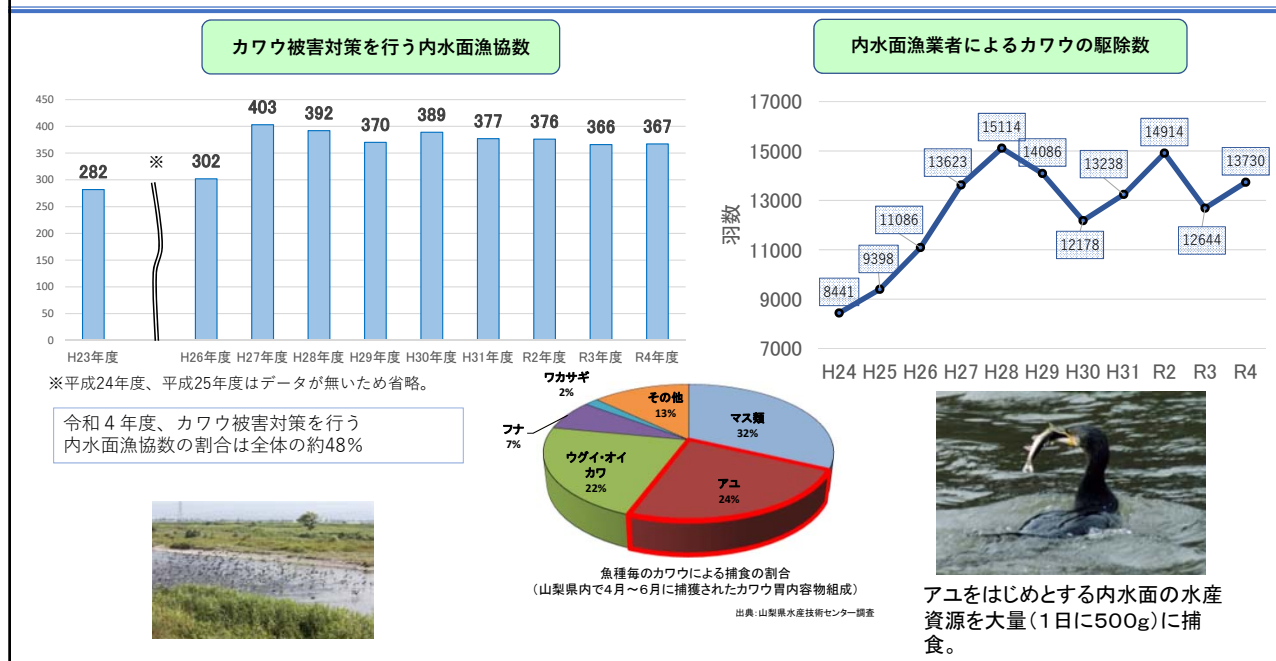
研究指導課（03-3502-0358）※

※ ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証のみ

内水面水産資源被害対策事業（補助事業交付ルート）



カワウ対策の実施状況



被害を与えるカワウの個体数 ①

カワウ被害対策強化の考え方

- 被害地から半径15km以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理やそれを利用するカワウの個体数を管理して、被害を与えるカワウの個体数を10年後までに半減させることを目指す。

現 状

- 飛来数調査に参加する漁協の増加と習熟度の向上により飛来数調査の精度は向上してきた。
- 一方で、飛来数調査を実施できていない、もしくは実施していても調査精度が十分でない漁協もあり、引き続き精度向上に努めていく必要がある。

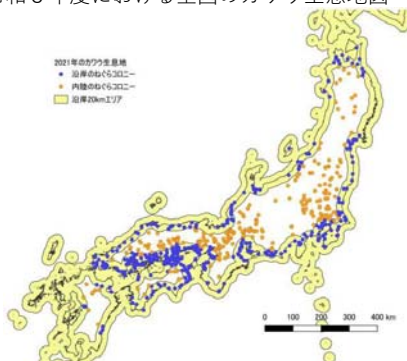
飛来数調査の精度が十分に習熟するまでは、
暫定的に全国レベルの被害を与えるカワウ個体数を推計

被害を与えるカワウの個体数 ②

推計方法

- 海沿い20km
海から20km圏内に位置するねぐらコロニーに生息する全個体数に対して、内水面漁場へ飛来する比率を乗じる。
- 内陸
海から20km超の内陸に位置するねぐらコロニーに生息する全個体数をカウント

令和3年度における全国のカワウ生息地図



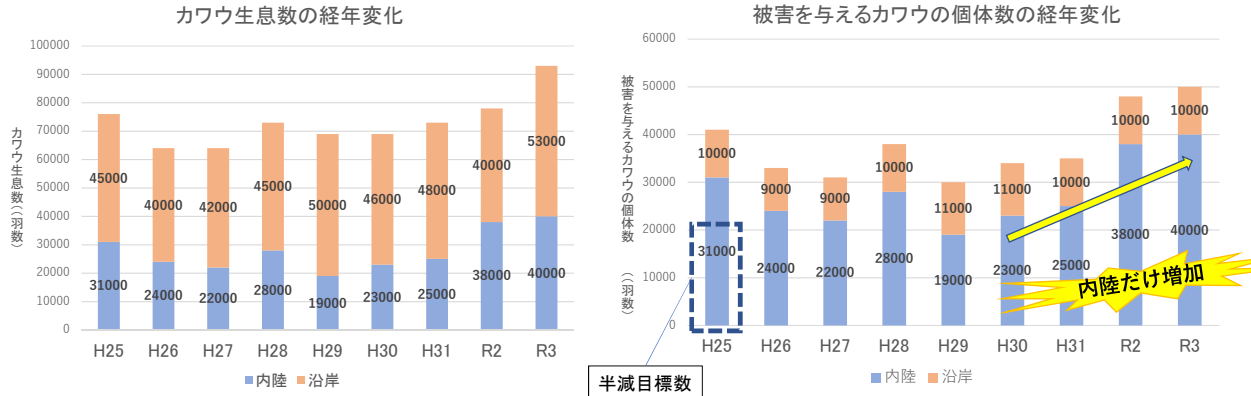
推定に使用したカワウの河川への飛来割合

ねぐら・コロニーの生息数	1000羽以上	1000羽未満
平成27年	4.1	31.5
平成28年	3.9	28.1
平成29年	0.4	39.1
平均値	2.8%	32.9%

※春、夏、冬のいずれかでカワウの利用が確認されたねぐらコロニーの地図

被害を与えるカワウの個体数 ③

個体数の推計結果（暫定値）



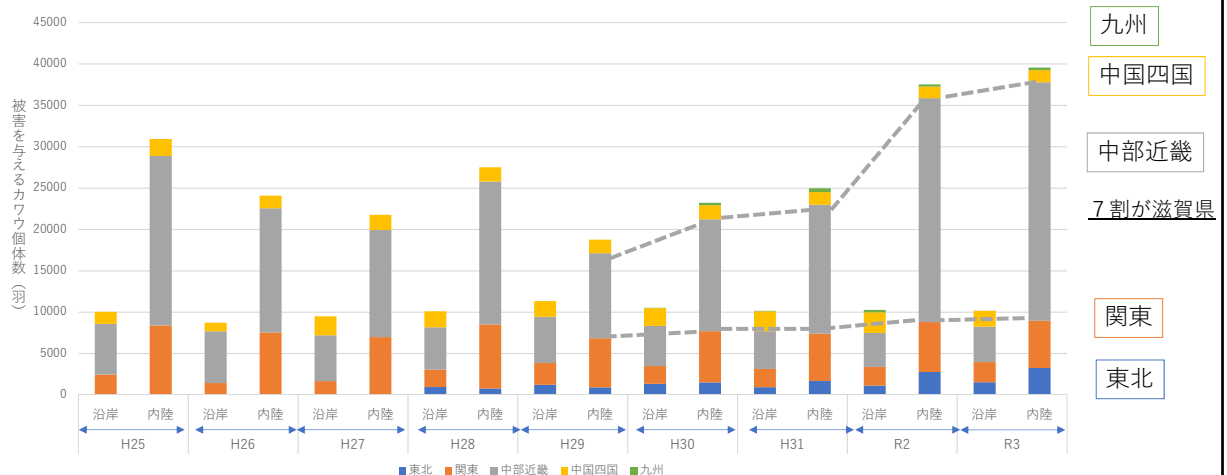
▶カワウの生息数、被害を与えるカワウの個体数ともに、平成29年をボトムにリバウンド傾向にある。

▶その原因としては、内陸部での生息数が増加したことがあげられる。

※総生息数は、海沿い20km及び内陸における生息数の合計値。百の位四捨五入

被害を与えるカワウの個体数 ④

地域別の被害を与えるカワウ個体数の推計結果（暫定値）その1

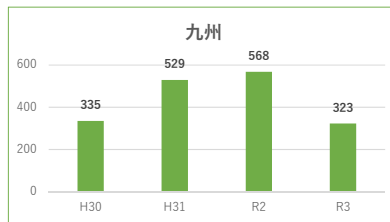
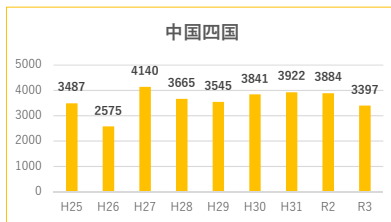
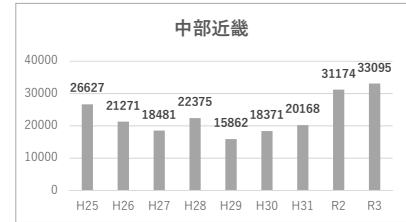
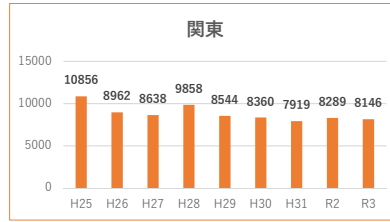
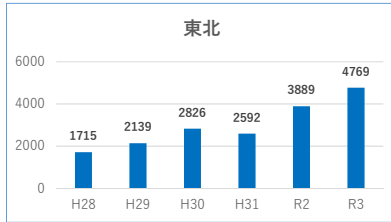


▶平成30年度以降、中部・近畿地方の内陸部での個体数の増加が顕著である。

▶中部近畿での個体数の増加は、滋賀県内における生息数の増加が原因と考えられる。

被害を与えるカワウの個体数 ⑤

地域別の被害を与えるカワウ個体数の推計結果（暫定値）その2



※縦軸は被害を与えるカワウ個体数（羽）である。

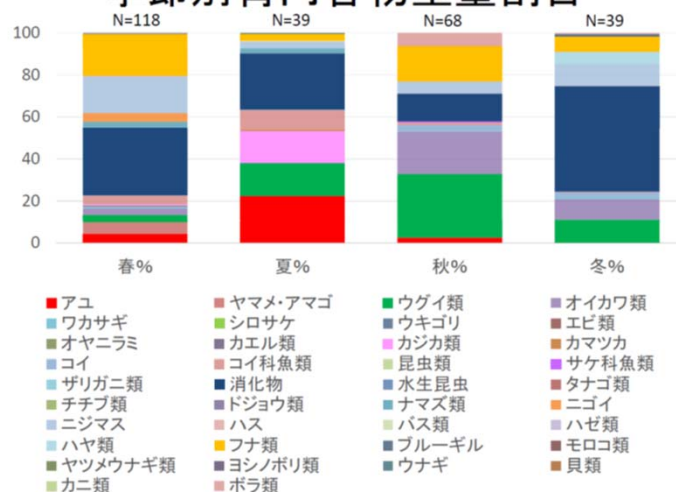
・個体数が計測された年のみを表示している。

・令和4年3月時点での数値。

- ▶東北、中部近畿の被害を与えるカワウ個体数は近年、最大数を更新
- ▶中国四国、九州地方は、緩やかに減少傾向

【参考】被害を与えるカワウによる捕食金額の推定 ①

季節別胃内容物重量割合



※平成29年度にカワウ胃内容物調査を行っている都府県から得られたデータより集計

【参考】被害を与えるカワウによる捕食金額の推定 ②

被害金額の推定

カワウの飛来数×飛来日数×1日あたりの捕食重量×魚種別単価

※飛来数：内水面漁業に被害を与えるカワウ個体数

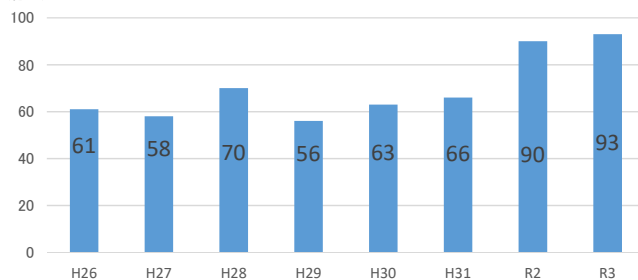
※飛来日数：365日

※1日あたりの捕食重量：約500g（胃内容物調査より）

※魚種別単価：胃内容物1kgに含まれる魚種別重量比に単価を乗じて
1kgあたりの捕食金額を算出

被害を与えるカワウによる捕食被害金額の推定結果（暫定値）

（億円）



※全国の内水面において被害を与えるカワウが1年間に捕食したであろう魚を金額に換算したもの。
※推定されたカワウによって捕食された魚全てが、人間に利用されるべきものであったとは言えない。

予算配分

- カワウ対策は、広い関係者が連携して計画的に実施することが重要
- 前年度の実績報告を評価し、各都道府県漁連へ希望額に近い予算額を配分
- 平成29年度予算から、都道府県のカワウ対策等の状況进行评估し
- 評価は予算配分の参考として活用

令和5年度予算配分の参考

重要度	評価項目	実施主体	加算方法	減点	評価に活用するデータを提供する主体	評価主体
◎	内水面漁業振興法都道府県計画の策定	県	策定済み(D) 策定中(A/S) 未策定(O)	25	水産庁(各県調査)	全内
◎	被害を与える個体数推定の有無	県	有(D) 無(O)	25	水産庁(各県調査)	検討委員
○	生息状況地図	県	有(D) 無(O)	5	水産庁(各県調査)	全内
○	被害状況地図(飛来状況・県単位)	漁連(県)	有(D) 無(O)	5	水産庁(各県調査)	全内
◎	地図上の元データ(様式2の記入内容)	漁連	S(10) A(80) B(40) C(20)	25	全内	全内
○	被害調査票	県・漁連	有(D) 無(O)	5	水産庁(各県調査)	全内
○	都道府県協議会の設置	県	有(D) 無(O)	5	水産庁(各県調査)	全内
○	第2種特定鳥獣管理計画又は任意計画の策定	県	有(D) 無(O)	5	水産庁(各県調査)	全内
合計点				100		

合計点	総合評価	対前年実績
81～100	5	110%
61～80	4	105%
41～60	3	100%
21～40	2	95%
0～20	1	90%

不正防止

内水面水産資源被害対策事業 カワウ捕獲確認マニュアル(令和3年4月全国内水面漁業協同組合連合会)

基本原則

カワウの駆除・捕獲

確認者が同行

現地確認

捕獲羽数に応じて支払い
1羽あたり5000円
(日当、消耗品費も含む)

★確認者とは

- ・漁協・漁連の職員
- ・漁協・漁連の理事・監事
- ・組合長が認めた組合員
- ・地方自治体職員

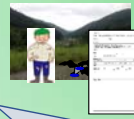


やむを得ず同行できない場合

捕獲羽数に応じて
支払う場合

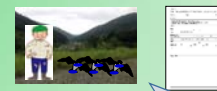
日当制など定額で
支払う場合

書類・現物確認



「両クチバシ」と「両脚」の着色

書類確認



写真、報告書を「確認者」に提出

効率的なカワウ対策

カワウ被害対策における問題点

- 既存の手法の使用が困難な地域でのカワウの増加(例:高木、ダムサイド、銃器使用不可)
- 漁業者の高齢化・減少・労働力低下

既存のカワウ対策手法



樹木へのテープ張りによる繁殖抑制(釣り竿使用)

巣中の卵へのドライアイス投入による繁殖抑制(梯子+棒)

対応困難

届かない！
近づけない！
危険！

高い森林やダムサイド地域など

事業の目標

ドローン等を活用したカワウ繁殖抑制技術等開発

- ① ドローンを利用したテープ張り・ドライアイス投下手法の技術開発
(安全対策、適切な飛行環境、機体構造等の検討)
- ② ドローンを利用したカワウ被害対策を安全かつ効果的に実施するための漁業者向けマニュアル作成・普及
- ③ その他、ドローン等の先端技術を活用した被害対策技術開発の検討



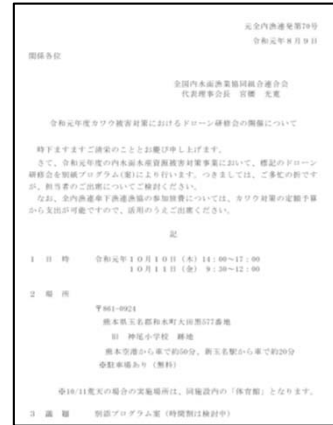
ドローンを利用した樹木へのテープ張り

ドローンなら
高所や危険な場所でも
対応可能

効果的な被害対策の実施・内水面漁業者の負担軽減へ

ドローン活用

- 内水面漁業者等がカワウ被害対策にドローンを利用する場合の基本的な注意事項や遵守事項を整理した指導指針（平成27年12月10日制定・平成29年3月31日一部改正・令和2年9月16日一部改正）を策定。
- 内水面漁業者向けマニュアル作成
「Let's ドローンでカワウ対策【基礎編】」、「Let's ドローンでカワウ対策Vol.2【自立飛行&ビニルテープ張り編】」
「Let's ドローンでカワウ対策Vol.3【ドライアイス投入&赤外線撮影編】」



鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算概算決定額 9,603（10,003）百万円】
（令和4年度補正予算額 3,700百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

＜事業目標＞

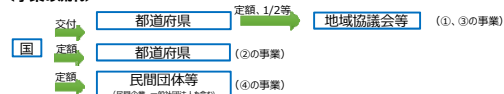
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭【令和5年度まで】）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,603（10,003）百万円

- 鳥獣被害防止総合支援事業
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。
ア 被害対策に係るICT活用への定着に向けた取組の支援
イ 鳥類に対する総合的な対策の支援
ウ 既設柵の地際補強資材の支援【令和4年度補正予算含む】等
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組を支援します。
ア 豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援等
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援【令和4年度補正予算】
イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援【令和4年度補正予算】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

【お問い合わせ先】 農林振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）